

○厚生労働省告示第百九十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表の1のイ中「1,600単位」を「1,606単位」に改め、同1のロ中「1,300単位」を「1,306単位」に改める。